

04 総務省(特区第14次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
040010	悪質な市税滞納の防止(滞納市税に対する水道料金の優先充当)	地方税法第14条	地方団体の徴収金については、他のすべての公課その他の債権に先だって徴収することとされている。	市税の滞納義務者で、義務を履行できる所得、または現金等を有し、かつ督促によっても納税義務を果たさない滞納者については、地方税法第14条に定める優先徴収原則に基づき、当該滞納者が市に支払う水道料金を滞納市税に優先充当できるものとする。充当後、滞納者から市税支払いが完全に履行されるまでの間、水道法第15条第3項の規定に基づき、水道の給水を停止できるものとする。	市税の滞納については、不測の事態等で納税義務が履行できないなどの事情を持つ場合も多いが、納税力がないながら義務を履行しない悪質なケースもある。この督促や滞納処分等の手続きには、膨大な労力とコストを要するほか、差し押さえるべき財産等が特定できないため、効果的な滞納処分が実施できない状況もある。こうした状況を継続することは、市行政への信頼度を低下させ、結果として市民全体の納税意欲を減退させることとなる。悪質な滞納を防止できない理由の一つは、財産調査、差し押さえ、換面に至る滞納処分手続きが多岐にわたるため、かつ効果的、機動的な実行が困難なことにある。その迅速かつ効果的な実行が求められることである。そこで、地方税法第14条に定める地方税優先原則を踏まえ、滞納者が市に支払う水道料金を滞納市税に優先充当することにより、滞納対策の効果を高めたい。この場合、滞納者が支払う水道料金は、支払い方法の如何に関わらず優先的に市税に充当されることとする。結果として水道料金の支払いが滞った場合、水道法第15条第3項の規定に基づき、水道の給水を停止できるものとする。適用に当たっては、対象者を十分な納税力を持ちながら義務を履行せず、督促にも応じない悪質な滞納者とし、適正・公正な適用をはかるものとする。	E	-	地方税法第14条に規定する「地方税優先の原則」とは、納税者又は特別徴収義務者の財産が滞納処分、強制執行等の強制換手続により換価されて、競合する債権の弁済に充てられる場合に、その債権相互間において先だって弁済を受けることをいう。したがって、地方税の優先権が認められていても、納税者又は特別徴収義務者が他の公課その他の債権を任意に弁済する場合には、それに介入してその優先権を及ぼすことはできない。				1 0 4 3 0 1 0	草加市	埼玉県	総務省 厚生労働省		
040020	現金・有価証券以外の納税及び手数料・使用料の支払い	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第155条、156条	地方公共団体においては、地方公共団体の歳入の納付に現金納付を原則としているところであり、その例外として、支払の確実性が典型的に高いと考えられ現金と同預しうるものに関して歳入の納付手段として規定しているところ。	現状では地方税の支払い方法としては現金、銀行や郵便局による口座振替、小切手や郵便振替の有価証券に限られているが、条例で認められた類似通貨にて支払の一部にすることを可能にする。	現在福城市では、介護支援ボランティア活動を行った人にポイントを与え、介護保険料の負担軽減を行っている。介護に限らず指定した地域のボランティア活動に参加した人や地元商街で買い物した市民等を対象に地域通貨を発行し、市への支払手段として活用できるようにすることで、地域力の向上、地域経済の活性化を目指したい。しかし、現状では法律により地域通貨そのものの公金支払は難しいため、一度商工会などを通し小切手に代える等複雑なスキームにせざるを得ない。	C	-	地方公共団体においては、地方公共団体の歳入の納付に現金納付を原則としているところであり、その例外として、支払の確実性が典型的に高いと考えられ現金と同預しうるものに関して歳入の納付手段として規定しているところ。貴団体のご要望にある「条例で認められた類似通貨」については、現行法上、現金以外の納付手段として認められている証券と同等の支払の確実性を有するものと考えられるところ。				1 0 2 6 0 1 0	福城市	東京都	総務省		
040030	土地開発公社の保有土地の質賃条件の緩和	土地開発公社の保有土地の質賃等の運用方針(自地政第108号、昭和62年10月22日)第1条第3項イ	将来において利用計画が決定された場合には、速やかに質賃する土地が利用可能となるよう、質賃する土地に存する建物の階数を「二以下」として通知している。	現在規定されている土地開発公社の保有土地の質賃条件について、階層が三以下の建物も質可能とする。	土地開発公社保有土地の質賃条件を緩和されることにより、民間活力による住民サービスの向上と中心市街地の活性化を実現させる。今回賃借検討をされている民間事業者は、隣地商業施設来場の自動車取寄せに必要な3階4段の立体駐車場建設を計画しているため、「土地開発公社の保有土地の質賃等の運用方針」について「第1条第3項イに記載の「階数が二以下(三以下)」にすると、「階数が二以下」でも「三以下」でも階層手間に差し大きな差異は無く、運用方針の第1条第2項に記載の「毎米において利用計画が決定された場合には、速やかに当該土地が利用可能となるよう配慮する必要がある」という主旨に反しない。もし「三以下」が認められないのであれば、「階数が二以下」とする根拠をご教示願いたい。	D	-	「土地開発公社の保有土地の質賃等の運用方針」については、堅固な建物を建設する場合等に質賃が認められないこととしており、「階数が二以下の建物その他の要件をみたす場合は、「堅固な建物」に該当しないと定めている。かかる要件は、明らかに「堅固な建物」に該当しない建物について定められたものであり、その要件のうち「階数が二以下」に該当しない建物であっても、将来において当該土地の利用計画が決定された場合に速やかに利用が可能となるような構造等であれば、質賃が認められる場合もあると考えている。当該立体駐車場の構造等については不明であるため、一概には判断できないが、質賃ができる可能性はあるものと考えられる。貴市において判断がつかかねる場合は、必要に応じ、認可庁と相談された。		本市の目的は、保有地の有効利用、民間活力による中心市街地活性化の実現である。したがって、民間事業者より幅広い効果的な事業提案がなされることを期待し、プロポーザル方式にて事業を一般募集する予定である。公募時点では、建物の階数、構造等を含め、建築条件の明示が必要となるが、事業毎に認可庁との個別相談が必要となると、明示は不可能である。建築条件が曖昧で、計画内容の実現見通しも不明な土地に対し、民間事業者が事業提案を見送ることは明白であり、結果的に本市の目的は達成できない。ついで、「堅固な建物」の定義をより詳細にすると共に、質賃等に対する認可が必要であるのかご教示いただきたい。				1 0 2 7 0 1 0	A市	非公開	総務省
040040	土地開発公社の保有土地の再取得に係る地方債措置条件の緩和	土地開発公社経営健全化対策(総行地第12号、総財地第9号、平成20年2月6日)第5の3	地方公共団体が土地開発公社より、民間事業者への買付により有効利用を図ることを目的として、債務保証等対象土地を取得する場合であって、既に買付を行う相手方が確定し、再取得した土地を直ちに質し付けすることができる状況にある場合には、同意等基準に基づき、原則として一般単独事業債(一般事業債(その他(その他))による起債対象となっている。	土地開発公社の保有土地の再取得に限り、起債要件を満たさないため公社経営健全化計画を作成せず、その後起債要件を満たした場合には、公社経営健全化計画に因らない場合であっても地方債措置を講ずることができるものとする。	土地開発公社保有土地の再取得の地方債措置条件が緩和されることにより、民間活力による住民サービスの向上と中心市街地の活性化を実現させる。具体的には、土地開発公社保有土地の再取得に際し、質賃の緊急性があり、上記目的に資する事業が民間事業者により実施されることから明らかであり、土地開発公社本来の趣旨に反しないことが明らかである場合には、公社経営健全化計画を策定していない場合でも、地方債措置を講ずることができるともなる。「土地開発公社経営健全化対策」について「第5の3記載のとおり、一般単独事業債、一般事業による起債対象は「買付を行う相手方が確定し」という要件を満たした場合は、本提案で対象としている公社保有土地は、その条件に合致しないため、これまで措置対象となり得なかった。昨今、買付先である民間事業者が確定し、規定の措置対象条件を整えることが可能となったが、当該起債措置制度自体が今年度をもって募集受付終了の方針が示されている。民間事業者の事業計画は、平成22年度工事着手、事業開始であるが、本市財政状況では、平成21年度のみでの一般財源による再取得は困難であり、当該事業計画が白紙になる恐れがある。本特例措置により、現在不足しているサービス機能が民間により供給できるほか、質賃料などにより従従年間500万円以上の歳入が継続的に発生する。また、起債措置を講じて、事業開始年度内までに再取得することを民間事業者および、起債に関する市の監督者である債主に約定することで、土地開発公社の土地の長期保有を避ける。	E	-	「制度の現状」欄のとおり、求める措置は「土地開発公社経営健全化対策」に基づく指定を受けなくとも、現行制度において認められる可能性があることから、通常の地方債の起債の仕組みにおいて検討された。				1 0 2 7 0 2 0	A市	非公開	総務省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040050	地方自治法施行令第167条の2で規定された随意契約の要件の緩和	地方自治法第234条第2項 地方自治法施行令第167条の2	地方公共団体の契約の方式については、競争性、公正性、経済性等を最も担保することができる一般競争入札を原則としつつも、全ての契約についてこれらの原則を堅持することがかえって地方公共団体にとって不利になる場合も考えられることから、契約方式の原則との均衡に留意しつつ、総合的に審査して地方公共団体にとって有利となると認められる場合には、随意契約による契約の方式が認められているところ。	民間事業者から提案された事業スキームに独占性が認められる場合には、随意契約による事業実施を可能とする。	公共サービスに対するニーズが複雑化・多様化する中で、近年、自治体において民間事業者からの提案を受け、事業化するケースが増えている。しかしながら、原則入札という中で、事業提案をして自治体との対話を積み重ねても、提案者が事業実施者になれる保証がなく、ほとんどの場合、公募による事業者選定のプロセスに移行することになる。そのため、提案しようというインセンティブがなくなってしまう。新商品として生産する物品の購入にあたっては、所定の手続きを踏まえることで随意契約の道が開かれたところである。物品に限らず、新しいサービス・事業スキームについても、学識経験者なども入れた第三者による委員会を設けるなど透明なプロセスで議論し、独自性が認められると判断される場合には、随意契約を可能とするべく、必要な措置を求めるものである。	C		現在、地方自治法における随意契約は、競争性、公正性、経済性等を最も担保することができる一般競争入札の原則を堅持することがかえって地方公共団体にとって不利になる場合に、契約方式の原則との均衡に留意しつつ、総合的に審査して、地方公共団体にとって有利となると認められるときに締結できるものという考え方に基づいているところ。				1 0 6 1 0 1 0	個人	神奈川県	総務省
040060	地域活性化への市民・行政連携特区(市民の公益活動に関わる現金保管の容認)	地方自治法第235条の4、第2項	当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として償するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められていないところ。	地方公共団体が、地域再生・活性化に資する公益活動を認定した住民活動については、その活動資金を当該地方公共団体が保管できるものとする。これにより、政府の「地方再生戦略」にもとめられている「住民主体の、地域の資源や知恵を生かした取り組み」を地方行政として支援、補完し、地域の活性化を推進する。この場合、地方公共団体は、保管金額等の明細を示すほか、歳入・歳出に属する現金との区分を明確にして、責任ある保管体制を整える。	政府の地方再生戦略が示すとおり、地域活性化の決め手は、住民主体の、地域の資源や知恵を生かした取り組みを引き出すことにある。草加市でも、住民主体の活動に行政が連携することで、活性化への様々な成果をあげている。本年11月、市制施行50周年を期して実施した記念事業や地域興しの取り組みは、こうした連携、協働の成果が市民の創意エネルギーとなって結実し、今後の地域活性化につながる大きな盛り上がりを見せた。まちを告知、人のつながりを増やし、様々な技能や専門分野を持つ住民のパワーが、まちづくりという目標に結集された時、得られる成果は極めて大きい。また行政がその足らざる面を補完することで、持続的に成果を高めていくことが期待できる。その際、住民主体の活動でしばしば最も問題となるのは、活動資金管理等の事務局機能である。優れた知恵や技能、パワフルな行動力を発揮する住民も、この分野の責任体制を引き受けることは難しい。この「足らざる面」を行政が公式に支援できれば、連携効果を高め、住民活動のさらなる活性化をはかれる。そこで、特区認定を受けた市町村においては、地域活性化に資する公益活動と認定した住民団体等の活動資金を保管できるものとした。その際、保管金は、金額等の明細を公表し、年度をまたぐものは、決算時に他の法令に基づく保管金とともに預り金としてその明細を明らかにするなど、歳計現金との区分を明確にして、責任ある保管体制を整えるものとする。	C		地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として償するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められていないところ。また、ご要望の内容については、現金の亡失等にかかる職員の賠償責任等、現行規定に基づく公金の取扱いに関する種々の制度との均衡を失うことから認められない。		地域自治活動との連携に立つ自治体では、現実に、自ら所有しない様々な現金を保管せざるを得ないが、法令上の根拠がなく苦慮している。責者が推進した会計改革により、今年度決算から財務諸表の作成・公表が義務付けられた。これにより、歳入歳出外現金も預り金等として財務諸表に明示することが可能となった。従来、法令に基づき保管する歳入歳出外現金も、その金額等の情報開示手法が明確でなかったが、この際、財務諸表にこれを明示することとし、これに合わせて、条例に定めるものも保管可能とされてはどうか。これにより、自治行政活動の自由度を高めつつ、責者が強調する責任ある管理が名実とも担保できる。		1 0 4 3 0 2 0	草加市	埼玉県	総務省
040070	地方自治体職員の採用に紹介予定派遣を導入	地方公務員法第13条、第15条、第17条、第18条、第19条、第20条、第22条第1項	人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は競争試験(人事委員会を置かない地方公共団体では競争試験又は選考)による。	民間企業の採用手法のひとつとなっている「紹介予定派遣」を、地方公務員法で定められている「採用・任命に関する規制を緩和し、雇用のミスマッチを減らすために、地方自治体職員の採用方法として導入できるようにするべきである。	現在、地方自治体では、行政改革の一環として職員削減を進めている。その結果、職員一人当たりの業務量や責任が大きくなり、職員採用は今まで以上に厳格に行う必要がある。地方公務員に変わる背景としては、市民ニーズの多様化で職員に求められる責任が幅広く広がってきている。その一方で、近年公務員の不祥事の報道も増え、また、ミスマッチが原因と思われる病気・休職も増えている。こうした現在の人材採用制度では限界の出でたき諸課題の解決に「紹介予定派遣」の導入による効果が期待できる。紹介予定派遣は派遣期間(最長6か月間)の働きぶりを見た上で、労働者と自治体の双方が合意した場合に採用するという方法で、業務を通して、能力・性格・仕事に取り組み意欲がわかっていくため、採用後のミスマッチを減らす。幅広い経験を有する人材を採用できる。・全国的に人材不足となっている福祉系専門職の確保 などが可能となる。この紹介予定派遣は、地方公務員法に「国民は平等に扱われ(第13条)、臨時的任用者の正式任用には優先権を与えない。(第22条第4項)」という規定があり、採用方法については「競争試験又は選考による(同15条、17条、20条)」という規定があるため、現在は実施できない。しかし、派遣期間中の就業実績を同法で定める人物性、教育程度、経歴、適性、知能などを計る「競争試験」に置き換えることで、決して同法の趣旨に反しないと考えられる。なお、弊害は、今まで費用の掛からなかった職員採用に費用が掛かることである。しかし、例えば、監督が未知数の求人媒体誌に有料で載せるより、確実に直接採用が出来るため市民の理解も得やすい。	C	1	現行の地方公務員法第22条第1項によれば、すべて職員の採用は、採用から6ヶ月(1年まで延長可能)の間は条件付のものであり、この間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるとされており、ご指摘の「働きぶりを見た上で(中略)採用する」という制度については、法律上既に整備されているところ。なお、職員の採用については、すべての国民を平等に取り扱い(地方公務員法第13条)、競争試験又は選考に基づき、職員としての能力が実証された上で採用することとなり、特定の派遣事業者の従業員を明確な能力実証の手段で採用することは、これらの趣旨に反する。		特定の派遣従業員を明確な能力実証の手段で採用することは、地方公務員法の「競争試験又は選考に基づき採用すること(地方公務員法15条、17条、20条)」の趣旨に合わないとの回答であるが、労働者派遣法では、紹介予定派遣に限り、派遣開始前及び直接雇用への切り替え時に試験等を行うことが認められている。そこでまず、試験等を伴う紹介予定派遣を可能とすべきである。そのために、地方公務員法第13条を緩和し、派遣事業者の雇止め採用を認める必要がある。そして最終的に、派遣期間中の就業実績を「競争試験又は選考」に置き換えることで、民間と同様の紹介予定派遣を導入すべきである。		1 0 0 9 0 1 0	個人	埼玉県	総務省
040080	町議会議員の地方公務員への任用	地方自治法第92条第2項(議員の兼職の禁止) 地方公務員法第36条第1項及び第2項(政治的行為の制限) 公職選挙法第89条第1項(公務員の立候補制限)	地方自治法第92条第2項において、地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の職員と兼ねることができないとされている。	町議会議員をその身分を保ったまま地方公共団体の職員(常勤の一般事務職)に任用する	地方自治は首長と議会の二元代表制であるが実際には、首長は広範な権限を持ち、議会の権能は立法権能と行政監視機能に制限されている。しかし、近年の著しい行政施策の進展により、行政事務は高度化、複雑化、多様化し、その事務量は膨大なものとなっている。その結果、公選で選出されたその首長が事務全般に亘り、民意を十分反映させていくことは困難を極めている。他方、議会においても執行機関が担う事務量の全般を把握した上で政策立案や行政監視を適切に遂行していくことは困難となり、執行機関側の説明等に依存する傾向が強まっている。このため、首長・議会議員ともに住民からの直接選挙により選出されるが、議員(議会)は自己の考え(行政施策等)を住民の行政サービスに直接かかすことができない。また、首長以下執行機関においては、行政施策を進めて行く中で、行政としての慢性的な意識が存在し、それが住民の考えと乖離している部分が存在する。以上ことから、議員をその身分を保ったまま町の常勤職員(一般事務職)に任用(兼職)する。住民に直接選ばれた議員が、首長の指揮のもとで行政事務の構想・計画段階から政策実施に至るまでの過程に参加することにより、行政事務全般に亘って、民意を的確に反映することが可能となる。また、議員が執行機関の業務内容をより理解することで、意識の高揚による議員活動の活性化が図られ、議会の自立性も高まる。執行機関においては、外部登用人事により、議員の意識改革(慢性的な意識からの脱却)が図られる。これにより、地方自治の一層の進展が期待できる。	C		現行地方自治制度上、議会と首長はそれぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保つことが予定されている。議事機関である議会の議員が、その身分を保ったままの指揮監督を受ける職員となることについては、議会と首長の関係という制度の根幹に関わる事項であり、慎重な検討を要するものである。		回答は、現行自治制度が健全に機能しているとの前提で、議会と首長の均衡と調和、議員が長の指揮監督を受けることの問題を指摘する。しかし、提案理由で述べたように、現在の地方公共団体の取り扱う事務量と情報量は、機関委任事務制度が廃止された後も年々膨大な一途をたどり、当時のように小規模な団体で職員の数も少ないところでは、国や県の指導文書に対応していくのが精一杯という状況である。結果として、住民の意向や要望に沿った施策の実施の視点が手薄になり、それでは住民が主役の自治体運営は困難となる。議会と首長の牽制の視点も大事だが、議会と首長が協力して中長期的な視点で対応しない行政の適切な運営を図ることで、自治制度の根幹(住民自治、団体自治)の本来的な実現を図るべきである。		1 0 7 9 0 1 0	一色町	愛知県	総務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040090	市長選におけるマニフェストの頒布を拡大する特区	公職選挙法第142条第1項第6号	指定都市以外の市長の選挙の場合には、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラを一万六千枚を上限に頒布することができる。	有権者にとって有効な判断材料とするため、マニフェストの頒布をより広範囲に頒布できるよう、マニフェストの枚数の上限(現行16,000枚)を世帯の数にすること。	平成19年2月の法改正により、市町村長選挙候補者についてはマニフェストの配布が認められるようになったが、公職選挙法142条で規定されている配布枚数は、有権者数に対してあまりに少数であり、有権者全体へマニフェストを浸透させるには不十分である。選挙への関心を高め、投票率の向上を図るため、枚数の上限を世帯の数に見直すことを提案するもの。	C	1	地方の首長選挙における、いわゆるローカルマニフェストの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からビラの頒布が解禁されたところ。地方選挙におけるマニフェスト頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、公職選挙法の改正の実施状況を踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。			1 0 1 5 0 1 0	多治見市	岐阜県	総務省	
040100	公職選挙法第151条の5の改正(ケーブルテレビを使った政見放送)	公職選挙法第150条第1項及び第3項、第151条の5	衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中、日本放送協会及び総務大臣が定める一般放送事業者のラジオ放送又はテレビ放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。	地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し、特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。	地方自治体の長及び議会議員の選挙においてケーブルテレビを活用した政見放送を通じ、立候補者が自ら掲げる政見約を訴える。 提案理由: 地方の時代と言われる昨今、今後の生き残りをかけた地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても政見約による選ばる選挙へと転換していくことが求められている。このためにも、広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見約を訴える手段として、特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。	C	1	政見放送は、①日本放送協会及び一般放送事業者の放送時間に限りがあること、②日本放送協会及び一般放送事業者の放送内容を市区町村単位で細かく設定できないこと、の関連もあり、法律上すべての選挙について一般的に保障することは不可能であるから、現在、国政選挙及び知事選挙のみに認めているところ。 また、ケーブルテレビ放送は、日本放送協会及び一般放送事業者による電波を利用した無線放送と異なり、有線にて公衆に直接受信されることを目的とする放送であるため、その受信は施設整備の有無に物理的に左右されており、制度として、日本放送協会及び一般放送事業者に課されている受信できない地域に対する努力義務(放送法第2条の2第6項)が、課せられていないところである。 なお、政見放送を含む選挙運動の公営の種類や対象については、長年にわたる各党各会派における議論を踏まえて実施されているものであり、各党各会派で十分に議論される必要があると考える。			1 0 6 0 0 0 1 0	三次市	広島県	総務省	
040110	公職選挙法第9条第2項の改正(永住外国人への地方選挙権の付与)	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与することにより、当然に付与されて然るべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。 提案理由: 永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものと考えられる。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい、協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。 自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。	C	1	永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。)			1 0 6 0 0 2 0	三次市	広島県	総務省	
040120	自治体ラジオ放送局の設置	電波法4条、電波法関係審査基準別表12第9号	放送局を開設しようとする者は、通常の申請手続に副総務大臣の免許を受けなければならない(書類で申請、通常約1ヵ月後免許)。しかし、災害等の発生時において、その被害軽減のため地方公共団体等が開設する臨時のFM放送局にあっては、簡易な手続き(一先ず口頭で申請、通例、即日免許)で開設できる「臨時災害FM放送局」の制度がある。 (参考:臨時災害放送局の開設状況)平成19年7月新潟県中越沖地震臨時災害FM放送局(免許人:柏崎市)、平成16年10月新潟県中越沖臨時災害FM放送局(免許人:長岡市、十日町市)、平成12年有珠山噴火臨時災害FM放送局(免許人:虹町)、平成7年阪神淡路大震災臨時災害FM放送局(免許人:兵庫県)	災害時、住民にタイムリーに情報を伝達するために自治体ラジオ放送局が設置できるように要望します。	花巻市は、平成18年1月1日に合併(1市3町)し、市域が908.32平方kmに拡大しましたが、現在、防災情報を全市民に瞬時に伝達する手段がなく、市域全体をカバーする伝達手段の実現が大きな課題です。 近年の大災害の実情は、平成19年9月17日には、戦後最大規模の雨量により、北上川が氾濫し市域内に大きな被害があり、避難勧告をはじめ避難所の情報伝達等に情報の不足、情報の遅れなどの反省があり、関係住民の不安解消には、早急な防災情報の伝達手段が必要であります。また、本年6月14日には「岩手・宮城内陸地震」、7月24日には「岩手県沿岸北部地震」と続けて大地震が発生し、住民の安全安心を守るうえで、防災情報の伝達を市域全体に平等に付与するためラジオ放送による伝達手段が現実的な解決策として最も有力であります。 岩手県は、四国4県に匹敵する広さがあり、既存の県域放送では、災害時に必要な情報をタイムリーに伝達することは不可能であり、また市域に防災無線を整備することは自治体で賄えない多額の整備費用が伴い断念している実態であります。 つきましては、花巻市において、市が防災・災害情報に特化した以下の内容の放送局を設置することができますよう要望いたします。 1 使用周波数 FMラジオの周波数(で使用可能なもの) 2 出力 50W (広い市域、地形等) 3 放送内容 防災・災害対応に必要な情報を必要な時のみ 4 試験放送 設備の維持のため、毎日定期朝、昼、夕刻15分以内)に市からのお知らせを放送(一般放送に支障のない範囲)	D		提案されている内容は、地震等の自然災害が発生した場合に備え、花巻市において防災・災害放送に特化した放送局(毎日朝、昼、夕刻の各15分以内)を開設しようとするものであるが、全ての住民に必要な情報を確実に伝達するためには、防災行政無線の整備が望ましいと考える。防災行政無線については、適切な周波数が用意されており、花巻市においても導入することが可能である。なお、防災行政無線の整備については、消防庁の防災基盤整備事業による支援措置も用意されている。 また、「臨時災害FM放送局」は、災害で被災した市町村等から口頭で開設要請がなされた際、総務省において最低限の設備整備、無線従事者の存在等を確認し、通例当日のうちに免許交付する柔軟な制度であり、災害の多い日本の実情に沿ったものであり、今回の提案のように常時送信することなく、災害発生時の要請に十分応えるものと考えられる。	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答された。			1 0 1 6 0 0 1 0	花巻市	岩手県	総務省

04 総務省(特区第14次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040170	コミュニティFM放送局の複数波割り当て	電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)別紙2 第5 4(1)キ	放送を行うとする地域内の不感地域解消のため、中継局を設置する場合、また放送局と同一の周波数を使用し、かつ、妨害が発生しない場合に限り認めることとする。	コミュニティFMの現制度では、一事業者に一波周波数が認められており、聴取範囲拡大のため中継局の増設となると同周波数を使用するため各送信所からの電波が重なる地域において混雑が生じる状況になります。奄美大島は国内の離島の中でも平地が少い(山地が多い)地域で、山間部に集落が点在する為、同周波数にて中継局を増設することでエリアカバーが、困難な状況です。また、平成18年の名瀬市・笠利町・住用町の合併により奄美市となりましたが、北部は飛び地合併となり広域的なエリアカバーが課題となっております。	コミュニティFMの周波数一波を複数波頂ける事により、異なる周波数で中継所を増設し、奄美市内のエリアカバーが可能になります。離島という地域特性もあり、隣接する地域が少ないため他の地域と今後使用周波数帯がひびく可能性も高いと考えられます。奄美大島は行政区分は鹿児島県でありながら、文化や言語も異なるため、奄美大島(人口約48000名)の地元メディアとして、弊社は特定非営利活動法人として設立いたしました。島ンチュの島ンチュによる高シチュのためのラジオ局として賛助会員(現在約1000名)の会費と地元企業などからの広告収入で運営し、奄美大島において公共放送的な役割を行っております。奄美市と今後防災協定を結ぶ覚書を交わしており、台風の際に常設地帯でもある奄美大島において、防災の観点からも奄美市のエリアカバーは責務と考えています。	C	-	コミュニティ放送局は、放送区域が一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区)の一部の区域に限定され、使用周波数や空中線電力の制限を受けるかわりに、一般の放送局において必要となる諸般処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。また、限られた周波数帯域を有効活用するため、一のコミュニティ放送事業者に一の周波数の使用を認め、その前提の下に中継局の設置も認めているところであり、異なる周波数により中継局を設置することは、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請に応じたものとは考えられない。 また、ラジオ放送の聴取者の中には移動しながら受信する者も多く、同一市区町村内で異なる周波数で放送を行うよりも、同一周波数であっても、他のコミュニティ放送事業者が導入している同期放送技術を用い、干渉域を山林等の聴取に影響の少ない場所へ調整することにより、中継局を増設した方が聴取者の利便に資することが考えられる。 また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負ったNHK及び県域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。	提案主体が位置する離島地域においては、超短波放送用周波数が逼迫しているとは考えにくいため、統一した基準によらず、個別に判断し回答を踏まえ、再度検討し回答されたい。	同期放送技術は演奏所からの専用回線が必要になり、聴取エリアカバーのための中継局設置予定地域では山頂が望ましい反面、近辺に専用回線が整備されておらず、中継所までの引き込みが困難な状況です。今後の地放送局が開局される可能性を考慮しても超短波放送用周波数が逼迫する状況は少なく思われます。また市民からの防災情報収集等に関しても、地元で演奏所が設置されているのは本局だけでなく、奄美は台風の際に常設地帯であり防災行政無線等は、個別受信機が全世帯に設置されておらず、屋外スピーカーでは屋内で聴取することは難しい状況。また台風時に臨時災害対策用の臨時目的放送局の開設は困難と思われます。		1 0 7 7 0 1 0	特定非営利活動法人 ディ(あまみエフエム)	鹿児島県	総務省
040180	岐阜県立多治見病院ドクターカーによる救急活動における消防用無線の使用	電波法(昭和25年法律第131号)電波法関係審査基準(平成13年1月6日 総務省訓令第67号)	消防法において救急業務のあり方、救急隊の組織方法、任務等を規定。電波法において無線局開設の方法、免許の可否、技術的基準、無線局運用のルール等を規定。	消防法において救急業務のあり方、救急隊の組織方法、任務等を規定。電波法において無線局開設の方法、免許の可否、技術的基準、無線局運用のルール等を規定。 ※活動エリア、多治見市、中津川市、瑞浪市、東郷町、土岐市、美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡、美濃市、関市、郡上市、瀬戸市 (H20.11月現在)	(背景) ・本年4月の道交法施行令の改正により、市町村の要請で医師を直接現場へ派遣できる緊急自動車「新型ドクターカー」の運用が可能となる。当院では多治見市他、周辺地域の消防本部との相互応援協定に基づき、全国に先駆けて9月1日より運用を開始した。 (実施内容) ・消防署員が現場で使用する消防用無線をドクターカーのスタッフも使用することで、消防とのリアルタイムな情報共有が可能になり、現場活動をより迅速に行うことができる。その上、早い段階から患者に対する適切な処置方法について、現場へ直接伝達することもでき、救命率を向上させることができる。使用法については、各市内消防隊との混雑を回避するため、県内では県内共通消防隊を使用し、瀬戸市では全国波を使用すること、愛知県ドクターカーへ消防無線機登録と連携した活動もしやすくなり、ドクターカーの活動の幅が広がる。 (提案理由) ・ドクターカー活動は常に消防と行動を共にするため、現場の消防署員との連絡・通信は極めて重要である。現在は携帯電話や簡易無線機等を使い、消防本部を中継して連絡を取り合っているが、大きなタイムラグが生じ、リアルタイムな情報共有ができないため、現場合流の遅れや現場指揮下へのスムーズな体制の移行が困難であることが多い。	D	-	消防用無線局については、その通信系に消防機関の指揮統制下でない運用者が加わった場合、消防業務の円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがあることから、その免許人は消防機関に限られていることである。ドクターカーにより出動途上の医師の指示の下で救急隊が応急処置を実施する場合等、消防業務の遂行に必要な通信のため、医療機関が消防用無線局の運用を行うことが必要場合には、電波法施行規則第5条の2及び平成7年郵政省告示第183号第3項の規定に基づき、免許人による適切な監督、免許人との契約関係の存在及び無線局運用証明書の携帯の要件を踏まえて、ドクターカーに乗車する医師等は、消防機関を免許人とする消防用無線局を運用して、救急隊との間で無線通信を行うことが可能である。				1 0 3 1 0 1 0	岐阜県立多治見病院	岐阜県	総務省
040190	救急救命士による血糖値と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 告示・救急隊員の行う応急処置等の基準	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとおりであるが、要望事項については記載が無く処置が認められていない。	意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士による簡易血糖測定器による血糖値測定と、低血糖発作が確認した際にブドウ糖溶液の投与を行う。	糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで増加し、さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも言われます。この糖尿病患者数の増加と相まって、低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が重要となります。この鑑別には血糖測定が有効ですが、現在の救急救命士法では簡易血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、強く低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な医療施設への搬送を余儀なくされます。簡易血糖測定器の取扱いは容易であり、患者本人だけでなく医学知識の少ない患者家族でさえも外来での短時間の練習で施行可能です。ある程度の医学知識を備えた救急隊員が施行することに何ら支障はないと考えます。さらに血糖測定は低血糖発作の鑑別だけでなく、適正な医療機関の選択にも大変有効です。また、低血糖発作症例に対しては静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一時的回復に大変有効と考えます。当MCでは、救急救命士に糖尿病の病態生理・低血糖症候の鑑別方法・血糖測定器の使用実習・ブドウ糖溶液の使用手法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での施行を考えております。今後も増加が予想される低血糖発作患者への救急救命士の血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロールにて認めていただきたいと思っております。	-	-	低血糖による意識消失を迅速に判断することが的確な搬送に資すること、また患者への侵襲性も低いことから、血糖値の測定については適切なメディカルコントロール体制の下認定すべきである。 一方で、ブドウ糖溶液の投与については、溶液の濃度等において医学的判断を要する。例えばブドウ糖溶液は患者の血管を傷つけるおそれもあるため、その有効性、安全性についてはさらなる検証を要すると考える。	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	救急救命士による簡易血糖測定器を使用した血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に関する回答をいただきたいところではありますが、回答内容について質問いたします。「ブドウ糖溶液は患者の血管を傷つけるおそれがある」とお考えですが、静脈路確保に関しては心臓停止例に施行している手技であり、ブドウ糖投与に関しましては、人体に影響を及ぼす可能性は少ないと考えます。印刷MCにて認定救急救命士を対象にシナリオ演習を取り入れた特定行為確認訓練を年3回開催し、救急救命士の質を維持するとともに、その検証を行っております。事後検証についても細かい指導を通じた救急救命士及び救急隊員の教育を行っております。		1 0 6 5 0 1 0	印刷地域救急業務メ ディカルコントロール協 議会	千葉県	総務省 厚生労働省
040200	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 告示・救急隊員の行う応急処置等の基準	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとおりであるが、要望事項については記載が無く処置が認められていない。	喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロール下において、処方されている吸入β刺激薬を救急救命士が使用し、病院前における喘息死を防ぐことに寄与する。	本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3198人(男性1565人、女性1633人)となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に遭遇することは稀ではありません。現在、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うことの出来る応急処置は、酸素投与のみとなっております。重症喘息発作時には、救急搬送の振動や騒音のストレス、冬の冷たい外気などで患者は容易に心肺機能停止状態に陥ってしまいます。そこで、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の本人使用を救急救命士が代行することを提案いたします。現在、傷病者本人、または保護者のみが吸入β刺激薬を使用できるようになっておりますが、救急救命士には使用できないのが現状です。救急現場に患者本人のみで重症喘息発作時には、患者本人が自力で吸入を行うだけの体力や思考能力はもはや期待出来ない状態です。さらに喘息死の約48%が病院前あるいは救急室との報告があります。病院前救急において救急救命士による吸入薬の介助が実施されれば、喘息によって死にいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。当MCでは、救急救命士に気管支喘息の病態生理・重症喘息発作の鑑別方法・β刺激薬の作用と副作用・吸入器の使用手法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での施行を考えております。適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていること、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下であることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思っております。	-	-	吸入β刺激薬については、副作用の危険があり医学的判断を伴う。処方された薬の介助であっても、認定は時期尚早であり、有効性、安全性についてさらなる検証を要すると考える。	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用に関する回答をいただきました。あくまで救急救命士の観察所見からオンラインで医師が判断し、オンライン下で吸入β刺激薬の使用を行うことを必須の条件とした申請です。「副作用の危険があり医学的判断を伴う。処方された薬の介助であっても、認定は時期尚早である」との回答で、「医学的判断」については、重症喘息患者の症状と評価および吸入β刺激薬の介助使用の方法などについて印刷MC協議会で議論を行い、印刷MC協議会で認定した救急救命士に重症喘息患者のプレホスピタルにおけるオンライン下での吸入β刺激薬の使用を許可したいと考えております。		1 0 6 5 0 2 0	印刷地域救急業務メ ディカルコントロール協 議会	千葉県	総務省 厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040210	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液について	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 告示:救急隊員の行う応急処置等の基準	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められておりであるが、要望事項については記載が無く処置が認められていない。	出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。	現在の救急救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して医師の指示のもとに定められた医療行為(特定行為)が許されていますが、交通事故等の外傷傷病者や熱中症者、消化管出血等の出血性ショックの傷病者に対して心肺機能停止前に静脈路確保と輸液を実施することは出来ません。つまり現状では、救急救命士は目前で血圧が低下し、生命徴候が失われてゆく傷病者の見守るしかなく、心停止を待つようやく輸液が施行可能となる状況です。これは、防ぎ得た死亡(Preventable Death)以外のなものでもありません。 実際、ドクターヘリで出動現場で輸液のみの医療行為を施行した28例の検討では、現場の平均血圧68.3±17.4mmHgが到着時には99.5±29.3mmHgへ回復しており、統計学的に有意差を持って循環動態の改善に輸液の効果が実証されました。さらに現場で循環動態が不安定であった32例の検討では、現場でその全例に輸液を行い、さらに9例に気管挿管と5例に胸腔穿刺を施行することで、予測生存率が現場0.56±0.38から到着時には0.65±0.38に改善し、輸液の効果は予後にも影響することが示唆されました。 そこで、救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液を提案いたします。 傷病者が出血性ショックの状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡(Preventable Death)の削減に大きく寄与すると考えます。 適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で施行する際は医師の直接の指示下である直接メディカルコントロールとした上で、本提案を認めていただきたいと思っております。	-	-	心肺機能停止前の患者についての静脈路確保のための輸液については、患者への侵襲性が低く、その有効性も高いとされている。さらなる検証と、教育体制を整え適切な教育を行った上で、認められるべきと考える。	右提案者意見について、回答された。	重症外傷や熱中症、消化管出血などの傷病者では、循環血液量の急激な減少によるショック状態となり、やがて心停止に至ります。現行の救急救命士法では、心停止までは酸素投与のみが唯一可能な治療であり、心肺機能停止に至って漸く静脈路確保および輸液の投与が可能となります。このような患者では、救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液は侵襲性も低く、高い有効性を有する治療と考えます。現在、心停止後に可能な処置が心停止切迫状況下において「さらなる検証と、教育内体制を整え適切な教育を行った上で、認められる」と判断されていますが、いつ頃検証されますかお示しください。		1 0 6 5 0 3 0	印旛地域救急業務メ ディカルコントロール協 議会	千葉県	総務省 厚生労働省
040220	セルフ式スタンドにおける牽引車両に搭載された水上バイクへの給油の解禁	危険物の規制に関する政令第17条第5項 危険物の規制に関する規則第28条の2の4	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフ式ガソリンスタンド)は、顧客に自ら自動車又は原動機付自転車に給油させることができる施設とする。	セルフ式ガソリンスタンドにおいて、牽引車両に搭載された水上バイクであっても、強固に固定されていれば給油することを可能とする。	現在、ガソリンスタンドの多くは顧客が自分で給油する、いわゆるセルフ式となっており、このセルフ式では、顧客が自分で給油等を行うことで従業員の人員費等を削減し、その結果安い価格でガソリン等を提供している。そして、このセルフ式のガソリンスタンドにおいては、客が牽引車両へ給油することが出来ないこととされており、牽引された車両に搭載された水上バイクへは給油することができない。しかしながら、このセルフ式ガソリンスタンドが主流となり、従来の従業員が給油するタイプのガソリンスタンドが減少すると、前記の牽引された車両に搭載された水上バイクに給油することが困難になる可能性がある。そもそも、牽引された水上バイクは、強固に固定されていれば、車両とみなすことが出来るものとも考えられる。そこで、セルフ式ガソリンスタンドであっても、牽引車両に搭載された水上バイクが強固に固定されていれば給油できるよう規制を緩和していただきたい。	C	III	給油取扱所は、自動車等の燃料タンクにガソリン等を直接給油するための取扱所であり、危険物保安の観点から、原則として危険物取扱者が給油作業を行うこととされている。そして、社会的な要望を踏まえ、平成10年4月1日以降、必要な安全対策を付加した給油取扱所(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所)において、自動車又は原動機付自転車に限り顧客自らが給油を行うことができることとされたところである。 給油取扱所には、他の顧客及びその同伴者等が居合わせる場合もあり、事故の防止及び事故が発生した場合の迅速な対応が他の危険物施設以上に求められることから、顧客自らがガソリン等を取り扱う行為は、必要最小限とする必要があり、牽引車両に搭載された水上バイクに給油することを認めることは危険物保安の観点から適当ではない。		危険物保安の観点から適当ではないとの回答でしたが、危険物保安の観点から考えますと車両として認められているナンバー付牽引車両に強固に固定されている水上バイクは、停めてある原動機付自転車よりも格段に安定していると見え、安定に劣る原動機付自転車への給油が認められるにも関わらず、提案の水上バイクへは給油できないとする貴省の回答に納得できません。では、牽引車両に搭載されているものが自動車二輪の場合は車両への給油となるので給油可能なのでしょうか？特区制度は提案を実現させるためにはどうすればいいのかをご協議くださるごとうと理解しております。是非とも実現に向けご検討くださいますよう、よろしく願いいたします。		1 0 7 3 0 1 0	個人	埼玉県	総務省
040230	危険物移送取扱所の配管等の扱いの規制緩和	危険物の規制に関する政令第18条の2、危険物の規制に関する規則第28条の4、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第5条第1号	危険物の規制に関する規則(以下「規則」という。)第28条の4及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(以下「告示」という。)第5条第1号で、移送取扱所の配管の材料の規格は、JISG3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」、JISG3456「高温配管用炭素鋼鋼管」、又はJISG3459「配管用ステンレス鋼鋼管」と規定されている。 ただし、規則第28条の53第9項及び告示第8条第1項の規定により、特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管については、配管に係る最大常用圧力が1MPa未満である場合には、水圧試験を行った配管であれば、JISG3452「配管用炭素鋼鋼管」の規格に適合するものを用いることが認められている。	危険物移送取扱所の材料規格をJISG3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)からJISG3452(配管用炭素鋼鋼管)に条件付きで認めていただきたい。	○条件(安全の担保) 1)低圧(設計活圧10kg/cm未満)での使用に限定する。 2)自動車加重、土圧等の影響を受けない条件下での使用に限定する。(埋設部は防護工作物(ボックス/カバート)の中に敷設/外部加重を排除) 3)配管の最小厚さが告示で定める基準に適合しない場合は、告示で定める破壊試験を行い破壊しないことを確認することとする。 ○提案理由 ・危険物移送取扱所の材料規格は降伏点の計算式によるが、これは、原則、埋設した場合の自動車加重、土圧等の影響を考慮したものである。福島県工業地帯の場合、利便施設用地を確保し、ほとんど全ては地上のラックを用いたオーバーガーターであり、一部埋設部があるが、全て防護工作物の中に敷設し外部加重を排除している。このため、降伏点の計算式を用いる必要性が生じない。 ・埋設しない通常のプラントを想定すると、JISの内圧に対する耐圧性能については10気圧の場合、必要最小肉厚は2.5mmとなるが、当方が提唱するJISG3452(配管用炭素鋼鋼管)は6.9mm±2.76倍の厚みとなり、通常のボイラー用圧(パイプ含む)より、はるかに安全性を有することとなる。	D	-	規則第28条の53第9項及び告示第8条第1項の規定により、①特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管について、②配管に係る最大常用圧力が1MPa(約10kg重/cm2)未満である場合に、③水圧試験を行った配管であれば、JISG3452「配管用炭素鋼鋼管」の規格に適合するものを用いることが認められている。 したがって、要望対象となっている移送取扱所が特定移送取扱所に該当せず、要望事項の「条件1」(ただし、「10kg/cm2」とあるのを「1MPa」と読み替える。)が満たされ、かつ、用いようとする配管について水圧試験が行われる場合には、現行制度下でも、要望事項の実施は可能である。 なお、告示第8条第2項では、特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管で、その材料がJISG3452「配管用炭素鋼鋼管」であるものの厚さについては、告示第6条で定められている最小厚さの規定値に満たない場合でも、告示第7条に定める方法による破壊試験を行ったときにおいて破壊しないものに足る値とすることができることとされていることから、特定移送取扱所以外の移送取扱所の配管について、JISG3452「配管用炭素鋼鋼管」に適合するものが用いられる場合の最小厚さの基準については、「条件3」とおりとして差し支えないものである。		1 0 7 8 0 1 0	茨城県、鹿島共同施設 構	茨城県	総務省		